

令和2年7月21日

新潟労働局長 奥村 伸人 様

新潟県新潟市中央区新光町6-2  
電機連合新潟地方協議会

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

## 記

## 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 20,173 名（本最低賃金の適用労働者数）

## 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

## 3. 申出の内容上記2の最低賃金の改正を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する

労働協約の適用労働者数          6,821 人

新潟県における電気機械器具、 20,173 人      =0.34>概ね3分の1以上

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

（最も低い）労働協約の金額=160,500円/月額（日額 8,021円、時間額 1,035円）

現在適用されている法定最低賃金額=908円/時間

## 5. 添付書類

- ①合意書及び委任状
- ②電機機械器具製造業の事業所名と雇用労働者数の概数
- ③賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数及び基幹的労働者数
- ④賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容
- ⑤労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し



以上

# 賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容

2020年度

No.	事業所名	労働組合名	組合の最低額に関する労働協約の適用される労働者数(人)	労働協約内容							労務構成	
				産業別最賃(18歳見合い)月額(円)	1日の所定労働時間(H)	1ヵ月の所定労働日数(日)	時間額(円)	基準内賃金(円)	30歳以下水準(円)	35歳以下水準(円)	平均年齢(歳)	平均勤続(年)
1			352	164,000	7.75	20.00	1,058	-	197,500	213,000	40.30	14.50
2			264	164,000	7.75	20.00	1,058	312,650	295,300	-	44.74	25.12
3			454	164,000	8.00	20.17	1,016	328,900	371,500	268,000	50.70	31.80
4			634	164,000	7.75	19.42	1,090	336,500	197,500	213,000	43.70	22.40
5			432	162,000	7.75	20.08	1,046	236,237	-	-	39.60	14.70
6			607	164,000	7.66	20.08	1,066	290,478	-	-	44.30	-
7			50	164,000	7.75	20.00	1,058	284,185	-	263,993	43.50	21.90
8			74	164,000	7.75	20.00	1,058	294,084	271,100	-	42.60	17.00
9			88	164,000	7.55	21.00	1,034	262,158	-	-	47.60	23.60
10			117	164,000	8.00	20.25	1,012	247,300	-	-	38.40	18.10
11			373	164,000	7.75	20.00	1,058	274,461	197,500	213,000	38.70	14.00
12			855	166,000	7.83	20.30	1,044	269,669	235,417	268,388	39.30	17.20
13			674	164,000	7.75	20.17	1,049	-	322,100	-	44.40	23.30
14			815	167,500	8.00	19.75	1,060	285,900	-	-	41.00	17.00
15			32	160,500	7.75	20.00	1,035	-	-	-	42.50	11.30
16			820	164,000	8.00	20.30	1,008	-	-	-	32.24	5.10
17			180	164,000	7.75	20.08	1,054	288,391.72	319,700	304,700	42.87	15.88
計	17 事業所	17 労働組合	6,821	164,000	7.80	20.09	1,047	285,455	267,513	249,154	42.14	18.31



新潟労働局 局長  
奥村 伸人 殿

新潟 最低賃金協議会  
U A 新潟県

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県の各種商品小売業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

— 記 —

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 4,635名

2. 決定を申し出る最低賃金の件名

「新潟県各種商品小売業最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申し出産業においては同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、当該産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
- (2) 申出産業は、新潟県において販売額・従業員数等から見ても小売業に占めるウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が大きい。また、雇用・消費など地域経済においても極めて重要な位置付けにある。
- (3) 現在適用されている法定最低賃金額 842円/時間額

5. 添付書類

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| (資料1)・・・新潟県における申出産業の事業所数と労働者数概数  | (P1、2)   |
| (資料2)・・・合意する者の事業所別の内訳            | (P3、4)   |
| (資料3)・・・申し出代表者に対する委任状            | (P5～11)  |
| (資料4)・・・新潟県各種商品小売業最低賃金関連労組会議運営要綱 | (P12、13) |
| (資料5)・・・各種商品小売業に関する賃金格差疎明資料      | (P14～17) |
| (資料6)・・・労使協定の適用に関する証明書           | (P18～58) |

以上



## 新潟県における申し出産業の事業所数と労働者概数

### 1. 産業中分類別の事業所数と基幹的労働者数（分母の部分）

産 業 中 分 類	事 業 所 数	基 幹 的 労 働 者 数
各 種 商 品 小 売 業	46 事業所	4,635 人

資料出所＝新潟労働局労働基準部賃金室

### 2. 1のうち最低賃金の必要性に合意する者の内訳

合 意 の ケ ー ス	事業所数	合意する者
労 使 協 定	26 事業所	5,881 人



合意する者の事業所別の内訳

No.	会社名	事業所名	組合名	支部名	労働者数 労使協定・覚書
1	イオンリテール(株)	白根店	イオンリテール・カース・エオン	白根支部	167
2		三条店		三条支部	152
3		長岡店		長岡支部	269
4		上越店		上越支部	317
5		新潟東店		新潟東支部	289
6		十日町店		十日町支部	139
7		村上東店		村上東支部	150
8		中条店		中条支部	91
9		新発田店		新発田支部	322
10		六日町店		六日町支部	178
11		小千谷店		小千谷支部	156
12		イオン・ラブラ万代店		イオン・ラブラ万代支部	156
13		新潟南店		新潟南支部	439
14		県央店		県央支部	206
15		新潟西店		新潟西支部	228
16		新潟青山店		新潟青山支部	400
17	ユニー(株)	アピタ新潟亀田店	全ユニー労働組合	アピタ新潟亀田分会	187
18		アピタ新潟西店		アピタ新潟西分会	208
19		アピタ長岡店		アピタ長岡分会	171
20	PLANT	PLANT-4 聖籠店	PLANT労働組合	聖籠店支部	191
21		PLANT-5 見附店		見附店支部	238
22		PLANT-5 横越店		横越店支部	274
23		PLANT-5 刈羽店		刈羽店支部	110
24		新潟店		全丸大労働組合	新潟支部
25	(株)新潟三越伊勢丹 (株)長崎屋	新潟伊勢丹店	三越伊勢丹グループ労働組合 長崎屋労働組合	新潟三越伊勢丹支部	573
26		MEGADON・キホーテ柏崎店		柏崎支部	76
				人数小計	5,881

事業所数

26



2020年7月15日

新潟労働局長  
奥村 伸人 殿

自動車総連 新潟地方協議会  
[REDACTED]

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
新潟県に於いて、自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用されている労働者 6,142 人
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金
3. 申出の内容  
上記2. の最低賃金の改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
  - 1) 申出産業に於いては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 1/3 以上である 3,517 人の合意を持って法廷最低賃金の改正を求めるものである。 $(3,517 \text{ 人} \div 6,142 \text{ 人} = 0.573 > 1/3)$
  - 2) 申し出産業は労働者数、売上高、販売台数などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用、消費など地域経済においても、重要な役割を果たしているため。



5. 添付資料

- ① それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ② 申し出合意書及び委任状
- ③ 賃金の最低額に関する労使協定書の写し
- ④ 機関決定の写し
- ⑤ 疎明資料

以上



[添付資料①]

新潟県に於ける自動車小売業の事業所と労働者の概要及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	855 事業所	6,671 人

2. 1のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
労使協定	15 事業所	2,255 人
機関決定	9 事業所	1,262 人
合計	24 事業所	3,517 人



# 県内自動車販社の賃金比較

資料出所：2019年春季生活闘争集計結果（連合新潟調査）

組合名	2020年 賃金要求基礎		初任給		労働時間		ポイント賃金		2020年 賃上げ		2019年 賃上げ		最賃協定		合意労働者		
	年齢	勤続	平均賃金	高卒18歳	大卒	年間	月間	30才	35才	額	率	額	率	協定額	時間額	協定有り	協定無し
	35.0	12.5	222,267	159,200	188,000	1,942.5	161.9	208,455	215,854	2,658	1.20	4,043	1.87	159,200	983	165	
	35.0	13.0	223,085	159,200	185,000	1,942.5	161.9	194,427	219,004	2,900	1.30	4,143	1.88	159,200	983	178	
	36.5	14.3	227,236	159,200	188,000	1,975.7	163.1	202,138	219,675	2,954	1.30	4,231	1.87	159,200	976	236	
	30.2	9.5	203,277	159,200	188,000	1,957.5	163.1	194,576	202,840	2,600	1.28	3,877	1.89	159,200	976	106	
	34.7	11.8	217,370	159,200	188,000	1,957.5	163.1	195,757	212,328	2,717	1.25	3,599	1.67	159,200	976	168	
	37.2	11.7	216,271	160,000		1,942.5	161.9	196,250	209,200	3,460	1.60	4,030	1.70			60	
	40.0	20.0	229,340		178,500	1,957.5	163.0	194,500	216,788	4,500	1.94	4,498	1.92			79	
	37.7	13.2	228,509	172,000	191,000	1,892.3	145.0	222,500	245,400	4,300	1.88	3,124	1.54			347	
	36.8	13.2	210,808	169,000	190,000	1,950.0	162.5	192,750	210,786	4,300	2.04	2,290	0.94	160,000	981	129	
	36.6	13.6	227,907	167,000	190,000	1,892.2	157.7	217,260	245,633	5,000	2.19	5,000	2.24	167,000	1,058	175	
	33.7	10.2	220,839		193,000	1,892.3	157.7	193,300	224,600			2,621	1.19			123	
	36.1	11.4	223,730	166,000		1,914.0	159.5	210,400	225,000	3,000	1.34	6,000	2.76	166,000	1,040	10	
	40.0	14.0	237,513	161,000	180,000	1,885.0	157.0	202,200	229,600	3,000	1.26	4,100	1.79	161,000	1,025	90	
	35.0	10.5	249,612	165,000	190,000	1,921.3	160.1	212,885	264,615			4,000	1.68			75	
	35.0	17.0		161,300	184,600	1,960.0	163.3	231,700	267,373	定昇+800		3,000		161,300	987	189	
	39.0	16.1	240,305	154,600	176,300	1,919.3	159.9	202,829	220,108	8,813	3.67	5,172	2.17				
	40.5	16.6		160,000	180,000	1,942.5	161.9	180,000	218,333	3,920	1.80	3,918	1.80			225	
	40.3	16.4	232,222	166,500	188,000	1,927.5	160.6	191,891	217,765	2,530	1.08	3,500	1.52	166,500	1,035	240	
	41.2	18.5		160,000	190,000	1,926.2	160.0	242,069	295,602	定昇		定昇		163,000	1,018	4	
	40.5	18.6	243,091	168,800	190,880	1,935.0	161.3	211,550	232,352	4,100		3,100	1.28	168,800	1,046	272	
	36.2	11.8	255,321	163,700	192,700	1,932.0	161.0	219,500	242,750	4,441	1.70	5,997	2.40	160,000	993	201	
	37.1	11.1	218,168	163,000	179,000	1,957.5	163.1	198,500	227,750	2,893	1.33	8,614	4.09	165,000	1,011	92	
	32.8	9.4	228,444		191,000	1,955.0	163.0	218,198	246,200			制度				179	
	34.7	11.7	214,733	159,200	188,000	1,950.0	165.0	192,880	224,687	3,435	1.60	3,948	1.86			104	
合計																	
平均	36.7	13.6	227,145	162,529	186,817	1,934.5	160.7	205,271	230,593			4,218	1.91	162,307	1,006		
最大値	41.2	20.0	255,321	172,000	193,000	1,975.7	165.0	242,069	295,602			8,614	4.09	168,800	1,058		
最小値	30.2	9.4	203,277	154,600	176,300	1,885.0	145.0	180,000	202,840			2,290	0.94	159,200	976		
最大値-最小値	11.0	10.6	52,044	17,400	16,700	90.7	20.0	62,069	92,762			6,324	3.15	9,600	82		